

高根沢町の

地域を良くする

取り組みを応援します!!

地域で集めた募金を、地域を良くする活動へ



【助成金額】

- 1団体につき1件
- 上限50,000円

【申込期間】

令和7年6月2日から
令和7年12月19日まで

☐ 助成対象

- ① 高根沢町内の自治会等、公民館、子ども会育成会などの地域の方により組織された団体で地域住民を対象に自主的・自発的な地域活動や福祉活動にかかる事業
- ② 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施し、完了する事業

※詳細は内面をご確認下さい。



赤い羽根共同募金

令和7年度 赤い羽根共同募金地域助成事業

募集要項

1. 事業の目的

社会福祉法人高根沢町社会福祉協議会では、地域の子どもからお年寄りまで全ての方が住み慣れた地域で、健康で、明るく、安心して生活を送れるような地域社会づくりをめざして、地域住民が主体的に取り組む地域活動や福祉活動に対し資金的支援を行います。また、この事業は、赤い羽根共同募金の財源を活用することから、資金の使い道の透明性を図り、共同募金への理解を深めることも目的としています。

2. 助成対象団体

町内の自治会等、公民館、子ども会育成会などの地域の方により組織された団体とします。

3. 助成対象事業

地域福祉推進の視点から地域住民を対象に自主的・自発的な地域活動や福祉活動にかかる事業とし、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施し、完了する事業とします。

ただし、次の事業は助成対象としません。

- (1) 他の補助金との重複や公的補填のある事業
- (2) 政治活動、宗教活動、営利活動を目的とした事業
- (3) 会員、構成員同士の親睦や会食のみを目的とした事業
- (4) 地域活動や福祉活動を目的としない事業

□対象となる経費（例） ※下記以外の経費はご相談ください

消耗品費	事業に直接使用する消耗品（文具、用紙、材料など）
印刷製本費	事業に必要な関係資料等の印刷代及び製本代
通信運搬費	切手、郵送料等に要する費用
使用料及び賃借料	会場の賃料、器具のリース料など
謝金等費用	出演者や講師等への謝礼品費用や謝金
損害保険料	事業にかかる行事用保険料（個人の保険は対象外）
食糧費	会食交流や茶和会等の飲食代など（アルコールは除く） <u>※食糧費については申請額の1/2を限度とし、模擬店等で販売を目的とする場合の材料費は対象としません。</u> <u>※助成金を使用しての単なる会食のみを目的としたものは対象となりません。</u>

□対象とならない経費

運営費	組織の運営や管理事務にかかる経費 スタッフにかかる人件費、交通費、宿泊費
食料費※	酒・アルコール類、模擬店等で販売するための材料費
燃料費	ガソリン代、灯油代
慶弔費	祝い金や香典
その他	単なる旅行や食事だけを目的とするような事業への経費
	領収書等により支払ったことが確認できない経費
	社会通念上適切でない経費

4. 助成金総額および、助成金の申請

助成金総額：381,000円

- (1) 本事業による助成は、1団体につき1件5万円まで
- (2) 同一事業の申請については、通算3か年までとします。(平成29年度から起算)

5. 申請方法

申請期間：令和7年6月2日(月)から令和7年12月19日(金)まで

※対象期間中すでに実施済みの場合も申請可能とします

※予算の範囲内で助成を行いますので、助成金の交付決定額が

当該年度の予算に達し次第終了となります。

申請方法：別紙申請書に必要事項をご記入の上、必要な書類を添付して高根沢町社会福祉協議会事務局へご提出ください。(土日祝日を除く午前9時～午後5時まで)

申請書の入手方法

- ① 高根沢町社会福祉協議会内の窓口
- ② ホームページからダウンロード
- ③ 資料請求(郵送) 送付先のご住所等をお知らせください。

6. 決定までの手順

町民の皆様からの貴重な募金ですので、申請のあった団体・事業に対し書類審査を行い、助成団体、助成金額を決定します。下記の選考基準により減額や助成できない場合もあります。

【選考基準】

- (1) 事業の目的が明確であるか
- (2) 地域または町への効果が期待できるか。または、次につながる「きっかけ」となる事業であるか
- (3) 事業計画、予算が具体的であるか（実現可能な計画であるか）
- (4) 事業実施に要する資金の確保に困難をきたしているものであるか
- (5) 地域で活動する団体であるか

7. 事業の流れ（概要）

① 申 請	下記必要書類を高根沢町社会福祉協議会へ提出 【必要書類】 1. 赤い羽根共同募金地域助成申請書 2. 会則など組織の運営に関する規定、役員名簿
② 審査・決定	書類審査を行い、助成団体、助成金額を決定します 助成決定団体に対して決定通知及び交付請求書を送付します
③ 助成金交付	交付請求書に基づき原則団体名義口座に助成金を振込みます ※現金不可
④ 事業実施 報 告	（実施）令和7年4月1日～令和8年3月31日 （報告）当該事業終了後の30日以内に報告書を提出してください

【事業の参考例】

- ・子どもから高齢者を対象とした多世代交流活動
- ・一人暮らし高齢者、障がい者等への見守り事業
- ・地域でおこなわれるコミュニティづくりの活動
- ・子どもたちの夏休みの思い出づくり
- ・地域における防災訓練
- ・地域住民を対象とした各種講座・講習会の開催
- ・地域のお便りの発行・配布

【お問合せ、申込み先】

栃木県共同募金会高根沢町支会

【事務局】 社会福祉法人 高根沢町社会福祉協議会
高根沢町花岡 72 番地 2（高根沢町キリン体育館）

TEL：028-908-4777 ／ FAX：028-612-3441

※メールでのご連絡は、高根沢町社会福祉協議会ホームページの
問合せフォームをご利用ください。

【問い合わせフォーム】<https://www.takashakyo.jp/contact>

